

**介護老人保健施設
エルステイ芦屋 サービス利用料金表**

令和 6 年 9 月 2 日現在

《利用料金》

(1) 食費・居住費

| 入所者 負担段階 | 居住費（滞在費） | | 食費 | 入所者負担額合計 | |
|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 負担限度額 | | | 個室 | 多床室 |
| | 個室 | 多床室 | 負担限度額 | | |
| 第1段階 | 550 円/日 | 0 円/日 | 300 円/日 | 850 円/日 | 300 円/日 |
| 第2段階 | 550 円/日 | 430 円/日 | 390 円/日 | 940 円/日 | 820 円/日 |
| 第3段階① | 1,370 円/日 | 430 円/日 | 650 円/日 | 2,020 円/日 | 1,080 円/日 |
| 第3段階② | 1,370 円/日 | 430 円/日 | 1,360 円/日 | 2,730 円/日 | 1,790 円/日 |
| 第4段階 | 1,730 円/日 | 520 円/日 | 1,850 円/日 | 3,580 円/日 | 2,370 円/日 |

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(2) 基本料金

| 区分・要介護度 | | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | | |
|-----------|---|------|-----|---------|-------|---------|---------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 老健Ⅰ 個室 | 一 | 要介護1 | 717 | 7,657 円 | 766 円 | 1,532 円 | 2,298 円 |
| | | 要介護2 | 763 | 8,148 円 | 815 円 | 1,630 円 | 2,445 円 |
| | | 要介護3 | 828 | 8,843 円 | 885 円 | 1,769 円 | 2,653 円 |
| | | 要介護4 | 883 | 9,430 円 | 943 円 | 1,886 円 | 2,829 円 |
| | | 要介護5 | 932 | 9,953 円 | 996 円 | 1,991 円 | 2,986 円 |

| 区分・要介護度 | | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | | |
|------------|---|------|------|----------|---------|---------|---------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 老健Ⅰ 多床室 | 三 | 要介護1 | 793 | 8,469 円 | 847 円 | 1,694 円 | 2,541 円 |
| | | 要介護2 | 843 | 9,003 円 | 901 円 | 1,801 円 | 2,701 円 |
| | | 要介護3 | 908 | 9,697 円 | 970 円 | 1,940 円 | 2,910 円 |
| | | 要介護4 | 961 | 10,263 円 | 1,027 円 | 2,053 円 | 3,079 円 |
| | | 要介護5 | 1012 | 10,808 円 | 1,081 円 | 2,162 円 | 3,243 円 |

(3) 加算料金

| 加算項目 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担 | | | 算定回数等 |
|----------------------|------|--------|-------|--------|--------|------------------------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 夜勤職員配置加算 | 24 | 256円 | 26円 | 52円 | 77円 | 1日につき |
| 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) | 258 | 2,755円 | 276円 | 551円 | 827円 | 1日につき |
| 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) | 200 | 2,136円 | 214円 | 428円 | 641円 | 1日につき |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) | 51 | 544円 | 55円 | 109円 | 164円 | 1日につき |
| 初期加算(Ⅰ) | 60 | 640円 | 64円 | 128円 | 192円 | 入所した日から30日以内の期間(1日につき) |
| 初期加算(Ⅱ) | 30 | 320円 | 32円 | 64円 | 96円 | 入所した日から30日以内の期間(1日につき) |
| 再入所時栄養連携加算 | 200 | 2,136円 | 214円 | 428円 | 641円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) | 450 | 4,806円 | 481円 | 962円 | 1,442円 | 1回につき |
| 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) | 480 | 5,126円 | 513円 | 1,026円 | 1,538円 | 1回につき |
| 試行的退所時指導加算 | 400 | 4,272円 | 428円 | 855円 | 1,282円 | 1月につき(3月間に1月1回を限度に) |
| 退所時情報提供加算(Ⅰ) | 500 | 5,340円 | 534円 | 1,068円 | 1,602円 | 1回につき |
| 退所時情報提供加算(Ⅱ) | 250 | 2,670円 | 267円 | 534円 | 801円 | 1回につき |
| 入退所前連携加算(Ⅰ) | 600 | 6,408円 | 641円 | 1,282円 | 1,923円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| 入退所前連携加算(Ⅱ) | 400 | 4,272円 | 428円 | 855円 | 1,282円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| 訪問看護指示加算 | 300 | 3,204円 | 321円 | 641円 | 962円 | 1回につき |
| 栄養マネジメント強化加算 | 11 | 117円 | 12円 | 24円 | 36円 | 1日につき |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 400 | 4,272円 | 428円 | 855円 | 1,282円 | 1月につき |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 100 | 1,068円 | 107円 | 214円 | 321円 | 1月につき |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ) | 90 | 961円 | 97円 | 193円 | 289円 | 1月につき |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ) | 110 | 1,174円 | 118円 | 235円 | 353円 | 1月につき |
| 療養食加算 | 6 | 64円 | 7円 | 13円 | 20円 | 1日につき3回を限度 |
| 外泊時費用 | 362 | 3,866円 | 387円 | 774円 | 1,160円 | 1月につき6日を限度 |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ | 140 | 1,495円 | 150円 | 299円 | 449円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ | 70 | 747円 | 75円 | 150円 | 225円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) | 240 | 2,563円 | 257円 | 513円 | 769円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) | 100 | 1,068円 | 107円 | 214円 | 321円 | 1回につき(1人につき1回が限度) |
| 緊急時施設療養費【緊急時治療管理】 | 518 | 5,532円 | 554円 | 1,107円 | 1,660円 | 1日につき(1月に1回、連続する3日を限度) |
| 緊急時施設療養費【特定治療】 | 所定単位 | 単位数×10 | 左記の1割 | 左記の2割 | 左記の3割 | 処置等に応じて |

| | | | | | | |
|---------------------------|---------------|------------|-------|-------|-------|-------------------------------|
| 所定疾患施設療養費(Ⅰ) | 239 | 2,552円 | 256円 | 511円 | 766円 | 1日につき(1月に1回、連続する7日を限度) |
| 新興感染症等施設療養費 | 240 | 2,563円 | 257円 | 513円 | 769円 | 1日につき(1月に1回、連続する5日を限度) |
| 協力医療機関連携加算(Ⅰ) | 100 | 1,068円 | 107円 | 214円 | 321円 | 1月につき (令和6年度のみ) |
| | 50 | 534円 | 54円 | 107円 | 161円 | 1月につき (令和7年度以降) |
| 協力医療機関連携加算(Ⅱ) | 5 | 53円 | 6円 | 11円 | 16円 | 1月につき |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) | 10 | 106円 | 11円 | 22円 | 32円 | 1月につき |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) | 5 | 53円 | 6円 | 11円 | 16円 | 1月につき |
| リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) | 53 | 566円 | 57円 | 114円 | 170円 | 1月につき |
| リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) | 33 | 352円 | 36円 | 71円 | 106円 | 1月につき |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) | 3 | 32円 | 4円 | 7円 | 10円 | 1月につき |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) | 13 | 138円 | 14円 | 27円 | 41円 | 1月につき |
| 排せつ支援加算(Ⅰ) | 10 | 106円 | 11円 | 22円 | 32円 | 1月につき |
| 自立支援促進加算 | 300 | 3,204円 | 321円 | 641円 | 962円 | 1月につき |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 40 | 427円 | 43円 | 86円 | 129円 | 1月につき |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 60 | 640円 | 64円 | 128円 | 192円 | 1月につき |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | 100 | 1,068円 | 107円 | 214円 | 321円 | 1月につき |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 | 106円 | 11円 | 22円 | 32円 | 1月につき |
| 安全対策体制加算 | 20 | 213円 | 22円 | 43円 | 64円 | 入所初日のみ |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 | 234円 | 24円 | 47円 | 71円 | 1日につき |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18 | 192円 | 20円 | 39円 | 58円 | 1日につき |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 | 64円 | 7円 | 13円 | 20円 | 1日につき |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の75/1000 | 左記の単位数×地域区 | 左記の1割 | 左記の2割 | 左記の3割 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) |

- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から3月間に20分以上の個別リハビリテーションを1週におおむね3日以上実施した場合に算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。
- ※ 入所前後訪問指導加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定します。
- ※ 退所時情報提供加算は、居宅や医療機関へ退所された場合、退所後の主治医に対し心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。
- ※ 試行的退所時指導加算は、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者を試行的に居宅に退所させる場合に、その試行的退所時に入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、最初の試行的退所から3月の間1月一回を限度として算定します。
- ※ 入退所前連携加算は、入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し入所者の同意を得て、退所後のサービス方針を定めたり、必要や情報提供を行い退所後のサービス利用に関する調整を行う場合に算定します。
- ※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。
- ※ 経口維持加算は現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。
- ※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 外泊時費用は入所者が外泊された場合に算定します。

- ※ かかりつけ医連携薬剤調整加算は、当施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療養に関する研修を受講し、入所中に服薬薬剤の総合的な評価を行い、退所時に入所者の主治医に情報提供を行った場合等に算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。
- ※ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に、治療管理として投薬、検査、注射、処置等をおこなった場合に連続する7日間を限度として算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対応や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催した場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者への感染拡大を防止に努めている場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算は、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。
- ※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、見守り機器などのテクノロジーの導入や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うとともに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合に算定します。
- ※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置する

など組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。

- ※ サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するための賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

上地域区分別の単価(3級地 10.68円)を含んでいます。

(4) その他の料金

| 項目 | 内容 | 利用料金 |
|--------------------------------------|------------------|-----------------|
| 理美容代 | カット、ブロー | 1,700円 |
| | 顔そり | 600円 |
| | ヘアマニキュア | 4,200円 |
| | パーマ | 3,800円 |
| | シャンプー | 600円 |
| | 毛染め | 3,800円 |
| 利用者が選定する物品や食料 料特別なアクティビティー活動費・写真代 | 左記項目該当時のみ発生します。 | 実費相当額 |
| 特別室料 | 個室利用時に発生します。 | 1日につき 3,520円 |
| 私物の洗濯代 | 施設洗濯希望の場合に発生します。 | 1日につき 100円 |
| 診断書料 | 診断書料作成時に発生します。 | 5,000円 |

エルステイ芦屋